

サービス提供体制強化加算確認表(訪問入浴介護)

確認日: 年 月 日

【人員要件】介護福祉士の総数(常勤換算)で算定する場合

下記算出方法により、前年度の介護福祉士の割合を確認してください。

サービス提供体制強化加算	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	実績計
介護職員の総数(常勤換算) …(a)												/	…(b)
(a)のうち介護福祉士の総数(常勤換算)												/	…(c)

※介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

【加算 I イ】(c) / (b) × 100 = ≥ 40 の場合 算定可 【加算 I ロ】(c) / (b) × 100 = ≥ 30 の場合 算定可

【人員要件】介護福祉士、実務者研修修了者及び旧介護職員基礎研修課程修了者の総数(常勤換算)で算定する場合

下記算出方法により、前年度の介護福祉士、実務者研修修了者及び旧介護職員基礎研修課程修了者の割合を確認してください。

サービス提供体制強化加算	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	実績計
介護職員の総数(常勤換算) …(d)												/	…(e)
(d)のうち介護福祉士、実務者研修修了者及び旧介護職員基礎研修課程修了者の総数(常勤換算)												/	…(f)

※介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは旧介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

【加算 I イ】(f) / (e) × 100 = ≥ 60 の場合 算定可 【加算 I ロ】(f) / (e) × 100 = ≥ 50 の場合 算定可

※常勤換算法による職員数の算定方法について

暦月ごとの職員の勤務延時間を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

※前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、直近3月間について、常勤換算法により算出した平均を用い、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。

(1) 研修関係

全ての訪問入浴介護従業者に対し、従業者ごとに研修計画(個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施期間等を定めたもの)を作成し、計画に従い研修を実施している。

有 ・ 無

(2) 会議関係

利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を概ね1月に1回以上開催している。

有 ・ 無

実施時期	会議の内容
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

(3) 健康診断

全ての訪問入浴介護従業者に対し、1年以内ごとに1回以上、事業主の費用負担により健康診断等を実施している。

有 ・ 無